

- ✓ サイバー対処能力強化法に基づく「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針」を、新たに設置する有識者会議での検討を踏まえ、本年中に策定するとともに、官民連携部分の施行※に向けて、同方針に基づき、来年 4 月を目途に、関係する政省令等の整備を進める。

※官民連携部分の施行は、法律の公布（令和 7 年 5 月 23 日）後 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日

① 基本方針の記載事項

- 重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する基本的な事項**
 - ✓ 「重要電子計算機」の範囲に関する考え方 等
- 当事者協定の締結に関する基本的な事項**
- 通信情報保有機関における通信情報の取扱いに関する基本的な事項**
- 情報の整理及び分析に関する基本的な事項**
 - ✓ 資産登録・インシデント報告の運用方針／
内閣総理大臣による情報の整理・分析の考え方 等
- 総合整理分析情報の提供に関する基本的な事項**
 - ✓ 情報の内容・提供先、必要な配慮、脆弱性対処 等
- 情報共有及び対策に関する協議会の組織に関する基本的な事項**
 - ✓ 構成員、運営方針、守秘義務・クリアランス 等
- その他必要な事項**

② 今後の予定（見込み）

令和 7 年中	有識者会議の設置・検討 基本方針のパブリックコメント 基本方針の閣議決定
令和 8 年 4 月目途	官民連携部分に係る政省令等の整備
（公布後 1 年 6 月以内）	周知期間を経て、施行

